

## 和歌山県農業改良普及連絡協議会設置要領

### (設置)

第1条 最近の農業・農村を取り巻く状況は著しく変わり、普及業務における農政課題が多様化・複雑化するなかで、各振興局における農業改良普及活動が、地域のニーズを反映し、効率的・効果的に実施され、より活動の成果が上げられるよう、外部有識者等からの幅広い意見聴取、評価を行い、地域農業発展のため助言をすることを目的に、和歌山県農業改良普及連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会では次の事項について協議、評価する。

- (1) 普及指導計画及び実績並びに調査研究計画及び実績。
- (2) 普及指導活動の体制。
- (3) その他、農業改良普及事業を通じて本県農業の発展に必要と認める事項。

### (組織)

第3条 協議会は、先進的な農業者、若手または女性農業者、J A営農関係部員、県段階J Aグループ関係者、消費者、学識経験者、マスコミ関係者、民間企業関係者、市町村農業振興主務課員等をもって構成する。

2 出席者は、地域性を考慮し9～15名の範囲内で構成する。

### (公表)

第4条 県は、協議会の意見や評価の概要等を県ホームページ等により公表する。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、経営支援課において行う。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、平成21年6月23日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年10月16日から施行する。